

## 第5期 東京都いじめ問題対策連絡協議会（第1回）

### 1 日 時

令和4年12月14日（水） 午前9時45分から午前11時45分まで

### 2 場 所

東京都庁第二本庁舎1階 二庁ホール

### 3 出席者

有村会長、小寺会長職務代理者、小室委員、戸谷委員、玉川委員、大宮委員、加藤委員、木村委員、中村委員、丹野委員、秋山委員（代理：原）、金子委員、杉浦委員、須藤委員、関口委員、檜山委員、伊藤委員、直田委員、上野委員、森久保委員、山本委員（21人）

※ 欠席委員：吉村委員、奈良部委員、新倉委員、井上委員、岡部委員、川上委員（6人）

### 4 事務局参加者

教育庁                               : 栗原 指導部指導企画課長  
  : 千葉 指導部主任指導主事  
生活文化スポーツ局   : 鈴木 都民安全推進部連携担当課長  
生活文化スポーツ局   : 上坂 私学部私学行政課長

### 5 会議記録

#### 【事務局（千葉主任指導主事）】

皆様、おはようございます。私は、本日の進行を務めます東京都教育庁指導部主任指導主事の千葉と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、東京都いじめ問題対策連絡協議会の全委員27人のうち21人の委員の皆様にご出席いただき、東京都いじめ問題対策連絡協議会規則第6条で定められている定足数に達しております。それでは、ただいまから、東京都いじめ問題対策連絡協議会の第1回会議を開会いたします。

はじめに、東京都教育委員会教育長、浜佳葉子から御挨拶を申し上げるところでございますが、急な公務のため代理といたしまして、教育庁指導部長、小寺康裕から御挨拶させていただきます。

### 【小寺指導部長】

おはようございます。教育庁指導部長の小寺と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。皆様には、第5期東京都いじめ問題対策連絡協議会委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。また、本日は早朝から、公私ともに御多用の中、本協議会に御参加いただき、感謝申し上げます。

さて、平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行されてから9年あまりが経過いたしました。この間、東京都内の公立及び私立学校では、この法律や条例に基づいて策定された「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を踏まえ、いじめは、子供の生命や心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為であるとの認識に立って、いじめ防止などの対策を推進してきました。

現在、全ての学校において、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ対策委員会」の組織が中心となって、いじめの未然防止、早期発見、早期対応などの段階ごとに、具体的な取組が行われているところです。

本年10月に公表されました文部科学省の「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、いじめの認知件数は全国的に増加傾向にあります。都内公立学校においても、見逃しがちないじめも積極的に認知して、解消に導こうとしている状況が伺えます。

また、教員と外部の専門家から成る「学校サポートチーム」を活用し、学校だけでは解決できない子供を取り巻く問題の未然防止や早期解決を図っています。

学校からは、「専門家の協力を得て、複合的な視点から解決に向けて支援することができた」、「チーム会議で、自校の取組状況を振り返ることにより、課題を客観的に把握できた」などの成果が報告されています。

全ての子供たちが、安心して学校に通い、学ぶことができるようにするためには、学校はもとより、保護者や地域の方々、関係機関や団体の皆様など、社会全体の力を結集した、いじめ防止の取組を一層推進する必要があります。

そのための方策について、委員の皆様には、それぞれの御立場から、忌憚のない御意見を賜りたいと願っております。

東京都といたしましては、引き続きいじめ問題の解決に向けて、全力で取り組んでいく所存でございますので、委員の皆様の御力添えを賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 【事務局（千葉主任指導主事）】

次に、本連絡協議会の委員の紹介でございます。本来ならば、お一人お一人を御紹介させていただくべきところでございますが、時間の都合上、お手元タブレット内の資料1の委員名簿をもって、紹介に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

次に、「東京都いじめ問題対策連絡協議会規則」について、東京都教育庁指導部指導企画

課長、栗原健から御説明いたします。

**【事務局（栗原指導部指導企画課長）】**

失礼いたします。それでは事務局から御説明いたします。東京都いじめ問題対策連絡協議会規則について、その要点を説明申し上げます。

資料2をご覧ください。第1条の趣旨についてです。この規則は、東京都いじめ問題対策推進条例に基づき、本協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。第2条の所掌事項については、次の3点の事項を協議することとしております。

第1は、都、区市町村又は学校におけるいじめの防止などのための対策の推進に関する事項、第2は、いじめの防止などに関係する機関及び団体の連携に関する事項、第3は、その他いじめの防止などのための対策の推進に必要な事項、以上の3点です。

第4条の委員の任期につきましては、2年といたしまして、第5期の任期は、令和4年8月1日から2年後の令和6年7月31日までです。

第5条の会長については、協議会に会長を置き、委員の互選によって定めること、会長は、協議会を代表し、会務を総理すること、会長に事故があるときなどは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとしております。

第6条の会議及び議事については、協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないこと、協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決することとなっております。

本規則についての説明は、以上でございます。

**【事務局（千葉主任指導主事）】**

次に、ただいま御説明申し上げた「規則」に基づき、会長を選出していただきたいと存じます。どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようですので、どなたかを御推薦いただきたいと存じます。いかがでしょうか。

（金子委員 挙手）

**【金子委員】**

東京都中学校長会代表の目黒区立第七中学校長、金子弘樹と申します。

学校教育に造詣が深く、いじめ問題をはじめ、子供の健全育成、教育相談の専門家である有村久春委員は、平成26年から6年間にわたり、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員長として、東京都におけるいじめ防止対策の推進に御尽力されました。有村委員に会長をお願いしたいと思います。お願いいたします。

**【事務局（千葉主任指導主事）】**

ただいま、金子委員から有村委員を会長に推薦したいとの御発言がございました。皆様にお諮りいたします。有村委員を本連絡協議会の会長に選出することについて御意見はございますか。

それでは有村委員を会長に選出することに御了承いただける方は拍手をお願いいたします。

（一同 拍手）

委員の皆様の御了承がいただけましたので、有村久春委員が本連絡協議会の会長に選出されました。それでは有村委員、会長の席に御移動をお願いします。

早速ではございますが、有村会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**【有村会長】**

改めましておはようございます。皆様から会長ということで受けさせていただきます。至らぬ点があるかもしれませんが、皆さんの闊達な御意見をいただきながら、先ほど、指導部長がお話をされた「東京都の子供たちが安心して学校に通える」ことを基本理念にし、その実現のために皆様と協議をしてみたいと思っております。幸いこの場は子供たちを取り巻く様々な部署や専門の方々がお見えでございますので、東京都の子供たちが幸せに、そして幸福な生き方ができる一つの大きなことというふうに思っております。ここで得られた知見が一人一人の子供たちの心や行動、学習に届くように努力できればよいと思っております。未熟でございますけれども、皆様の御賛同を得ながら、内容のある協議にしたいと思っております。至りませんが、よろしく願いいたします。

**【事務局（千葉主任指導主事）】**

ありがとうございました。続いて規則に基づき、会長から会長の職務を代理する者1人を御指名いただきたいと存じます。会長、よろしく願いいたします。

**【有村会長】**

ありがとうございました。今、会長ということを受けさせていただきましたけれども、それで今、お話にございましたような、規則に基づいて、会長の職務代理者として、本連絡協議会の事務局を御担当されていらっしゃいます、東京都教育庁指導部長であられます小寺康裕委員を指名させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**【事務局（千葉主任指導主事）】**

ただいま、会長から本連絡協議会の会長職務代理者として、小寺康裕委員が指名されまし

た。小寺康裕会長職務代理者から御挨拶を申し上げます。

**【小寺会長職務代理者】**

有村委員長、会の運営を円滑に行ってまいりたいと存じます。どうぞ御理解御協力賜りますようお願い申し上げます。

(一同拍手)

**【事務局（千葉主任指導主事）】**

これより協議に入ります。協議の進行は有村会長にお願いいたします。

**【有村会長】**

それでは、これから協議をしてまいります。皆様には進行について御協力いただければありがたいと思います。

はじめに事務局から改めまして、東京都におけるいじめ防止対策について御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**【事務局（栗原指導部指導企画課長）】**

それでは、事務局から御説明いたします。「東京都におけるいじめ防止などの対策」の概要について、説明申し上げます。

はじめに、都の施策の体系について、東京都、学校の設置者、公立、私立の学校に関わる取組を中心に御説明いたします。

御手元にございます「いじめ総合対策【第2次・一部改定】上巻」の144ページをお開きください。資料の左上、平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、東京都はいじめ防止などの対策を実施していくための万全の体制を整備することが必要と考え、資料中央にあるとおり、平成26年7月に条例を制定いたしました。

本書の142ページをご覧ください。資料左側に法、右側に条例と、その関係を示しております。条例第9条には、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」の策定、第10条には「本連絡協議会」の設置、第11条には、教育委員会の附属機関としての「いじめ問題対策委員会」の設置、そして第12条には、知事が必要と認めるときに、重大事態の再調査を行うための組織として設置することができる「東京都いじめ問題調査委員会」が規定されています。

144ページにお戻りください。資料中央下にあるとおり、条例第9条の規定に基づき、条例と同時に基本方針が策定されています。そこには、いじめ問題への基本的な考え方として、「いじめを生まない、許さない学校づくり」、「児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促すこと」、「教員の指導力の向上と組織的対応」、「保護者、地域、関係機関と連携した取組」が掲げられています。

これらの条例や規則、組織などの整備により、東京都においては、いじめ問題に対する重層的な責任体制を整備していると考えております。

続きまして、都教育委員会の取組についてです。都教育委員会では、この基本方針を基に、平成26年7月、都内全ての公立学校を対象として、学校における具体的な取組を示した「いじめ総合対策」を策定いたしました。その後、平成29年2月、令和3年2月と改定を重ね、現在は、本書「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づき、実効的な取組を推進しております。

資料3をご覧ください。本年7月に条例第11条に基づく、「第4期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」から、都内公立学校における「いじめ総合対策【第2次一部改定】」の取組状況の検証、評価などについて答申をいただいたところです。この答申では、資料3の中央、ベージュ色のボックス「成果」「課題」にあるとおり、各学校が、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応、教職員による教育相談体制の充実に向けた取組などを通して、早期にいじめを解消に導いてきたことに対して、評価をいただきました。

一方で、「いじめの認知の仕方や解消の捉え方について、教職員などで認識を共有すること」、「全ての教職員が、学校いじめ対策委員会などの役割、機能について理解を深めること」、「いじめに関する授業を、年間を通じて体系的に行うこと」などについて、今後、更に取組の改善を図っていくことの必要性が示されています。

こうしたいじめ防止などに係る取組をより実効性のある対策にしていくためには、これまで以上に、学校と保護者、地域の方々、関係機関などの方々との信頼関係に基づく連携体制を強化していくことが重要であると考えております。

本日は、それぞれの御立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。御説明いただいた中身につきまして、これから協議に入りたいと思います。ありがとうございました。

それでは今、説明いただいた中身につきまして会議を進めていきます。とりわけ子供たちのいじめに関しましては、学校などの現場の中身が中心的な実態のお話になろうかと思っておりますので、特にそこに関係の深い委員の皆様からお話を伺いたいと思っております。そして、今のお話が2点目の協議内容にもつながるだろうと思っておりますのでよろしく願いいたします。

まず最初に、小学校の御立場から、それから中学校、特別支援学校、私学の方という順で、お話をお伺いしていきたいと思っております。最初に秋山委員の代理出席であります原委員代理、それから金子委員、丹野委員、杉浦委員、須藤委員の順で話を伺っていきます。では、東京都公立小学校長会、豊島区立椎名町小学校の原委員代理、よろしく願いいたします。

### 【原委員代理】

失礼いたします。東京都公立小学校長会で副会長を務めさせていただいております、豊島区立椎名町小学校校長の原と申します。今日は秋山副会長に代わり参りました。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、東京都公立小学校長会における、いじめ防止などの取組の現状と課題について御説明を申し上げます。

本会では毎年継続して主に三つの取組を推進しています。1点目は、東京都教育委員会補助事業として、本会の調査研究部に特設委員会である人権教育特別委員会を設置し、各地区1名の校長が構成員となり、人権教育を通していじめ防止などの取組を推進しています。今年度は、人権教育地区担当者会議、人権教育講演会を既に実施いたしました。今年度中に人権教育推進地域訪問研修も予定しております。さらに都内を三つのブロックに分けて実施するブロック別人権教育協議会を久しぶりに開催することができ、都内各地区内の校長が代表として参加し、人権教育の取組を共有して、「自分も他者も大切にする」という人権教育を通して、いじめの未然防止や適切な対応に生かしております。

2点目は、東京都いじめ防止対策推進条例などを踏まえ、「いじめ総合対策」上下巻を活用した教育実践やいじめ防止のアプリ、サイトの活用、東京都及び各地区で設置している様々な教育相談の周知徹底を図っております。また、東京都教育委員会より全教職員に配布されている人権教育プログラムを全校で活用して、教員の研修、教員の人権感覚の醸成、各教科の学習や、日頃の生活の中でこのプログラムを活用した取組を推進しております。

3点目は本会独自のものです。毎年実施している調査研究部の調査です。今年度の健全育成の調査内容に、「いじめについての実態と対応」という項目を設定し、都内全公立小学校を対象に調査を実施いたしました。

先日、第7回地区代表校長連絡会で委員長から調査結果の報告がございました。各校のいじめ防止の取組や、いじめの把握方法、いじめを把握したときの対応について、経年比較をして傾向を分析するなどの考察を共有して、いじめ防止の取組の更なる推進や改善に生かしているところでございます。

最後に課題です。小学校も実は学校や家庭でタブレット端末やスマートフォンなどを使用する機会が増えております。いわゆるネットいじめの事例が報告されており、このネットいじめの発見がなかなかしにくいという課題がございますので、情報モラル教育の一層の充実などを通して、課題解決を図りたいと考えます。私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

### 【有村会長】

ありがとうございました。今、原委員代理から、3～4点にわたって小学校教育のいじめの取組について御報告をいただきました。ただいまの報告にありましたように、皆様から何

か質問や、「もう少しこれが聞きたい」ということがございましたら、遠慮なく申し出ていただければと思います。

では、私になるほどと思ったことは、原委員代理から御指摘のように、人権教育といじめ問題というのはセットだと私は理解しています。そういう意味では、東京都が推進しております「人権教育プログラム」と「いじめの総合対策」をセットにして先生方が理解していただけると、「子供たちにきちっと向き合う力が付くのではないか。」とと思って理解したところでした。また、後で皆さんとお話しして協議できればよいと思っております。原委員代理、ありがとうございました。

続きまして、東京都中学校長会、目黒区立第七中学校の金子委員、お願いいたします。

### 【金子委員】

東京都中学校長会、生徒指導部長の目黒区立第七中学校、金子と申します。よろしくお願ひいたします。中学校長会も小学校と同様に人権教育の推進をしております。また、その中でも最近の課題であるヤングケアラーや性の自認の取組・課題について、整理整頓を進めているところでございます。

その中で、東京都中学校長会では、生徒指導部が調査研究を行っています。毎年9月から10月にかけて、中学校長 611 人に対してアンケートを行い、その報告を先日校長会に出したところでございます。

いじめの発生状況について、95%の学校でいじめを認知しています。その中で、多くが解決していると回答はしていますが、10%ほどの学校については、今も継続して解決に向けて取り組んでいるという報告を受けました。そのような状況の中でどのような対策が必要か、課題でもありますが、やはり先ほどもありましたように、インターネット関連、SNS に関する対応が大きな課題であると考えます。そのためには、相談体制をいかに充実していくか、また、事が大きくなるための早期発見にどのように努めていくか、ということも課題として挙げられています。

各校では、定例のいじめ防止に対する会議、それを毎月1回程度実施している学校が6割ほどになり、年々そのような会議が増加している状況がございます。その中で情報をいかに収集するか、記録し共有していくかということも課題として挙げられております。

また、情報収集の一つとしてアンケート調査があります。年3回実施しているところが多いですが、年11回以上、月1回程度実施している学校も増えつつあります。

さらに、いじめに関する子供たちの心の醸成という点で言いますと、全校集会、朝礼などによる管理職の講話、生活指導主任からの講話も必要であると考えられ、保護者への理解、保護者会での啓発も課題として挙げられています。

中学校長会としては、未然防止、早期発見、早期解決に向けて、これからも努力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。



### 【有村会長】

金子委員、ありがとうございました。中学校の現状について詳細を御報告いただきました。とりわけこのヤングケアラーの問題は、後程、出てくるかもしれませんが、人権擁護と関わります。重大な課題と皆様も認識できていると思いますので、非常によい御指摘をいただきました。と思っております。

とりわけ、小学校からもありましたが、ネットに関するいじめは目に見えないだけに非常に子供たちの心を苦しめたりすると、金子委員のお話から察するところでもございました。東京都の中学校では月に1回ぐらい、回数ハードルを上げて「子供たちの実態をよく見よう」という動きを御紹介いただきました。ありがとうございました。

続きまして、東京都特別支援学校長会、都立久我山青光学園の丹野委員、よろしく願いいたします。

### 【丹野委員】

失礼いたします。東京都立特別支援学校長会会長、東京都立久我山青光学園校長の丹野哲也と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

都立特別支援学校は、都内に58校ございます。その58校一丸となって、いじめ対策に取り組んでいるというところです。まずは、特別支援学校の子供たち、発達の段階、そして、子供たちの理解の程度に応じた指導を丁寧に行っていくというところを基本方針としております。各校において作成される学校いじめ防止基本方針に基づきながら、着実な取組をしております。

いじめ総合対策の実践プログラム編が改定されましたが、こちらに特別支援学校の事例も掲載していただいておりますので、このような事例を参考にしながら授業の中で取り組んでいるというところです。特に「いじめ」という言葉がなかなか理解しにくい子供たちもいるため、自分がされたら嫌な気持ちになること、つまり「人に嫌なことはしない」や、「相手が喜ぶ、うれしくなる言葉がけはどうしたらよいか」というような、子供たちに考えやすいような具体的なアプローチで取り組んでいる指導の特徴がございます。

また、特別支援学校におきましては、個別指導計画と個別の教育支援計画、東京都においては学校生活支援シートと位置付けておりますが、それを活用しながら、個々にフィットした取組をしていくということを大事にしていきたいと考えております。そのために58校の校長間で、毎月校長連絡会があり、その中で障害種別の情報交換会を設けております。特にSNSを使った新しい問題も出てきておりますので、障害種別ごとの特徴などを踏まえた事例などの情報共有を行い、各校のいじめ防止を図っております。

また、都特長会全体として、人権教育研修を毎年設けており、今年度は、年明けの1月に研修を実施する予定です。今年度は、「性自認に関する基本的事項を押さえる」というテーマで研修を企画しているところでございます。

以上になります。引き続きどうぞ御支援のほどよろしくお願いいたします。

### 【有村会長】

丹野委員、ありがとうございました。今、丹野委員からは特別支援教育において、とりわけ発達理解というキーワードが出ましたが、私もすごく大事なことだと思います。それが個々の理解、子供たちの心の支援に非常に関わってくる、教員の先生方も、子供たち同士も、それから保護者も、子供たちの発達理解をどのように具体化していくのか、というところが、非常に具体的にお伺いすることができました。また、「相手が喜ぶ言葉がけをしよう」、という非常によいキーワードが出ましたが、大事なことを教えていただいた気がいたします。ありがとうございます。

では続きまして、東京私立初等学校協会、慶應義塾幼稚舎舎長の杉浦委員、お願いいたします。

### 【杉浦委員】

東京私立初等学校協会の理事及び、慶應義塾幼稚舎で舎長を務めております杉浦でございます。慶應義塾幼稚舎とは私立の小学校でございます、渋谷区にあります。この度は私から本校での取組の現状、また課題について申し上げたいと思います。

本校では、いじめ防止基本方針というものを打ち立てており、その都度、見直しを進めております。先ほどお話がございましたが、もちろんこの「いじめの早期発見、未然の防止」ということも、まず一つございますが、発覚後の対応についても、いかにしていくべきかということ綿密に考えております。

実際、いじめ対策委員会というものを組織しておりまして、全教職員の中から10名の者がその都度集まり、必要に応じて話をする。また、実際にそういう事例が発覚した場合は、それに対して的確に、また担当している教員を一人にさせないとか、全体で共有して進めていくという形をとっております。

現在、私共といたしましては、慶應義塾保健管理センターから校医が常駐しており、この校医と共に自分の心と体のことや他の人の心と体のこと、つまり、先ほど話がありました多様性、LGBTQに対応すること、また、いじめの早期発見、未然の防止ということは簡単に言えますが、いじめを未然に防止するためには、やはり小学校1年生ぐらいから、そのような教育を続けていくべきではないかと思っております。体のこともそうですし、特に心の中は、他の人をどのように理解していくかということができる限り、暦年齢、段階に合わせて進めていくことができるのではないかと考えており、ちょうど緒に就いたところです。

私共は、慶應義塾という大きな組織であり、小学校が2校、中学校が3校、高校が海外合わせて5校有しております。私共は一番下の小学校6年間を担当していますが、この後に中学校ならびに高校にも、私共が作った道が上まで続いていけるような、かなりの時間がかかるかもしれませんが、計画の実現ができるよう考えています。

また、やはり先ほどからお話がございますけれども、タブレット端末を児童が一人一台ずつ有しておりますし、またスマートフォンも家庭によっては持っております。LINEをはじめ

めとした SNS の情報モラルやネットリテラシーの問題というのは非常に大きく、また、学習支援アプリであるロイロノート・スクールというものを使っていますが、これは大変タブレット端末を使うことにおいては有用なアプリだと思います。しかし、採点や提出ということは比較的簡単になりましたが、書き込みができることについては、いじめの意識はないものの、無意識のうちにそこに書き込んだことによってクラス中に内容が広がっていくという問題があります。このことについては、なかなかそういったことまで、どこまで何を見ているかというのが複雑に、よかれと思ってやっていることが実は、ある子供にとっては非常にダメージを受けることにもつながっていくという、そういう事例もございます。校内では通信環境を整えておりますので、勝手にアクセスできないようになっていますが、家庭ではその部分が不明です。現在、必要に応じてですが、児童、子供たちにだけではなく、保護者に対しても、このような事実があるということをクラス保護者会などできちんと伝えるようにしています。まだまだ本当に幼い子供たちが、先ほど申しましたように、悪意がないのに、実はそれが大変なことに通じているということを大変注意しております。

長くなりましたが、もう一つだけ申し上げますと、先ほど申し上げた慶應義塾の一貫教育校の中では、それぞれ小学校からいじめ対策についての委員を一人ずつ出し、その者と、慶應義塾の理事が集まっていじめ問題の対策を開いております。そこで今、一貫教育校全体の対応フローというものを既に作成して、それぞれがシェアをしております。こちらについては、やはりまずはそれぞれ各校の対応であります。カウンセラー、それからリーガルアドバイザーにも状況によっては参加してもらいます。また、こうした重大なことがあった場合は、慶應義塾全体の問題として共有し、きちんとした対応をとったうえで都道府県への発生報告や結果報告をするというところまでを目指した組織があるということをお伝えしたいと思います。長くなりましたが、以上になります。

#### 【有村会長】

杉浦委員、ありがとうございました。私学の現状について教えていただきました。学校の特性として、小・中から大学まで一貫しているということで、一貫教育の重要性ということ、またそこにおける特性について非常に示唆的なお話をいただきました。

とりわけ、小学校1年生ぐらいからが大事という御指摘がありました。すぐ納得できるお話をいただきました。特に今、子供たちの心と体、それが社会と環境と関わる、そういったバランスの大切さというのがすごく大事であると、ただいま、杉浦委員のお話を聞きながら思ったところがございます。

学習アプリなどについて、東京都立学校やそれ以外の学校でもかなり使われております。そういう現状を私も学生の教育実習などに行き行って拝見していますが、その中で子供たちが無意識のうちに、気軽にいつも通りのように書き込みをしたことが、実はそれが後になって非常に難しい問題になるということもあろうかと思っております。そういう細かい点について非常に配慮した体制について教えていただきました。杉浦委員、ありがとうございました。

それでは、東京私立中学高等学校協会、東京私学教育研究所参与の須藤委員、お願いいたします。

#### 【須藤委員】

皆様おはようございます。東京私立中学高等学校協会の常任理事の須藤でございます。ただいま、様々な方からお話が出たとおりですが、私学の建学の精神に基づいて、それぞれ学校種が少し違うものですから、公立学校と違いまして、ミッション系の学校や教育系の学校などが様々あるので、なかなか統一性はとれないかもしれません。しかし、ただいじめに関しては、どこの学校も気を付けなければならない考え方だと思っております。

そういう意味で、どこの学校もスクールカウンセラー、養護教諭や事務も含めて、教職員一丸となって、このいじめ問題に関しては注視をしていかなければなりません。それと同時に、ほとんどの学校がそうですが、毎朝、校門指導という形で校門の前で校長が先頭に立って、生徒一人一人の様子を伺うというのが、私学の精神でございます。だいたい生徒の様子を見てみると、「少しおかしいぞ」というのが分かります。私も7年前までは現場の校長をやっておりましたので、生徒の様子を一人一人見ていると、1日では分かりませんが、年間を通して見ていると、「あれ、少し今日は様子がおかしいぞ」というのが伺えます。そういう生徒に関しては、担任を通じて個別に指導というか、生徒を呼んで「どうしたの」という声がけをすることで、いじめに関しては防止していける部分だと思っております。日々の行動は、やはり生徒の活性化というか、生き生きとした学校生活を送れるような道になるのだろうと考えております。これを無視すると、生徒はやはり、どうしても学校に行きたがらない、登校拒否の状態になってくるのだと考えます。

それと同時に、今、皆様からお話が出たとおりですが、一番私たちが頭を悩ませるのはSNSの問題です。目に見える部分というのははっきり分かりますが、SNSでそれぞれ個々にいろいろなことをやられると、私たちも把握できないものが非常に出て回っています。たとえばLINEというのは、非常に分かりやすいですが、それ以外のもので、生徒たちは分かりますが、教師が分からない部分というのは当然出てきますので、そういうものに関しては年に何回か、私学の中で研修会を開いております。その中で、各学校でどういうものが今SNSの中で出ているのかという情報交換をしており、特に中・高に関しては、いろいろなものに関して注視をすることで、各学校に持ち帰って注意喚起をする形をとっております。

研修会の中で、非常に公立学校と異なり、私学はなかなか独自性があるものですから、教員を集めていろいろな情報交換をするのは難しいですが、そういう研修会の中で、いろいろな情報交換をして、それぞれ逆に今度は私学の方に「こういうものがある」ということを、協会では発信している状態です。特に、いじめに関しては気を付けなければならないという部分で私たちも注視しているのが現実です。

もう一つは、今日話題になるのだろうと思いますが、各報道機関で現在かなり流れております、保育園の教員、もしくは学校の教職員もそうですが、いじめに対する概念が少し違う

のではないかという気がしております。自分は「いじめたつもりはない」、大事になって逮捕された際に、そういう発言が出てくること自体が私は少し疑義を感じる部分です。明らかに社会的に見て「おかしいのでは」ということが、自己弁護のために、そういう言葉が発せられること自体がもう既におかしいのだらうと思います。

ですから、教職員に対しても、やはりいじめに関してしっかりとした概念を植えつけなければならぬと考えています。生徒ばかり捉えるのではなくて、やはり教職員側にも気を付けなければならない部分というのはあるのだらうと思います。

それともう一つは、私も現役の校長時代によくあったことで、保護者によっては非常に少ないとは思いますが、「いじめられる方が悪い」という概念をもっている保護者も中にはいるという事実が、現然たる事実としてあると思います。なぜそういう発想になるのかということ突き詰めていかないと、なかなかいじめ問題というのは解決しないのだらうと考えております。少し外れましたけども、私学からは以上でございます。どうもありがとうございました。

#### 【有村会長】

はい、ありがとうございます。今、須藤委員から私学の建学の精神に触れながら、私学の特性、そしてまたいじめの概念についてお話がございました。とりわけ今のお話の中で、いじめを発見するときに、やはりスクールカウンセラー、養護教諭、事務、担任の先生という概念が非常に大きいです。いじめを見ていると客観性というのが必要な気がします。客観的にどうなのだろうということをお話していただいた気がします。

それから、朝に校長先生などが、誰かがやはり一人一人の子供たちの登校の様子を窺う。実は、これはすごく重要なことだと思っていて、アンケート調査はもちろんありますが、実は「本当にいじめを受けて辛い子供はアンケートに書かない」という実情があります。そういうことを考えると、朝来て、「あ、あの子少し昨日の様子と違うな」とか、「いつものように顔を上げて声を出さないな」という、そういう気づきが基本的な予防になるということをお話していただいた気がします。

それからまた、今までもありました SNS の問題です。それから、いじめの概念が変わってきている。これはすごく大事な指摘で、保護者、教師、私たち大人がいじめに対する概念というのをしっかりもつ必要があります。過去に、いくつか私に関わったケースでも、先生たち、自分自身が自己一致できていないとか、精神的に安定してない。そのためにきちっとした自己ができにくい状況になって、悩んでいる。教師の不一致が子供の見る目を曇らせてしまう。そういうことがあって、いじめの概念をきちっと理解できにくい状況があるということに直面したことがあります。今、須藤委員から御指摘いただいて、すごく私が研究していることにピタッとすることがありました。概念が変わってきているという点について、我々もしっかり受け止めていかなければならないと思います。

それでは、5人の皆様、貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

続きまして、公立学校の設置者である教育委員会で取組をいただいている皆様から教えていただければと思います。まず、東京都特別区教育委員会、文京区教育委員会教育長の加藤委員、続けて、東京都市教育委員会、西東京市教育委員会教育長の木村委員、最後に、東京都町村教育委員会、檜原村教育委員会教育長の中村委員にお願いしたいと思います。最初に文京区教育委員会の加藤委員、お願いいたします。

#### 【加藤委員】

皆様おはようございます。文京区の教育長の加藤といいます。よろしくお願いたします。23区ということで、区によって状況は違います。ただ、いじめのアンケートや講話とか、あるいは人権教育、このようなものは全ての区で行っていますし、先ほど御紹介いただきましたような取組も各学校でやっているような状況があります。昨日も文京区で人権の学習協議会において、23区の校長先生方が集まっていたいて、人権教育の様々な取組の紹介がありましたので、各学校で様々な取組をしているというところがございます。

私からは今日、具体的などころ、つまり、様々な取組をされている中で現状どういった課題があるかというところをお話ししたいと思います。

学校と直接よく話をするがありますが、やはりいじめとからかい、少しじゃれ合っているところから相手方がいじめと感ずるとか、そのようなことも、やはりいじめというものを捉えるのが非常に難しいと思います。いじめの境目を捉えるのが、非常に難しいということ現場からは聞いています。

そのためにどうするかということで、やはりいじめになってからとか、それを認知してからではなくて、その前の予防の部分でなんとかしていかなければならないということそれぞれの学校で言っております。

例えば、具体的にどうするかという話ですが、ある学校では毎日連絡帳を全員の生徒から提出を受けています。書いても書かなくてもよいが、毎日連絡帳の提出を求めます。その連絡帳を各担任が、1時間かけて丁寧に見てコメントを返しています。

そのような中で、先ほどアンケートという話もありましたが、アンケートでいじめの話は出てこない、日常の中でやりとりを毎日していますから、その中で少しの困りごと、あるいはもう少し自分の考えていること、そのようなところを捉える中で、いじめの芽とか、「これは少しまずいのではないか」というところを捉えて、まず把握をし、一つ一つコメントを返しますけれども、それとは別に、少し問題があるようであれば、個別に呼んで話を聞いているというような話もありました。生徒の反応を見ながらという話がありましたが、やはり生徒の反応を見ながら対応していくのが大事なのかなと思っております。

また、課題ですが、先日、国で12年ぶりに生徒指導提要が改定されております。この中にもいじめという章がありまして、それを見ますと、「学校が被害者及び加害者の保護者との連携を図ることが困難なケースも散見される」とあります。その中で、「特に加害者の保護者からの協力を得ることが難しく、学校の働きかけが鈍ってしまう」というような記載が

あります。指導提要では、加害の話が書いてありますが、実際に最近の例でいきますと、加害以上に被害と言われている方の保護者の方がやはり「これ以上関わらないでほしい」とか、「さらにいじめがひどくなるのが想定できるので、そっとしておいてほしい」というような話がございます。学校としてはそういうわけにはいかないということで、踏み込んでお話をしますが、最終的には保護者と本人の意向が強い場合にはなかなかそこが踏み込めず、早期発見できたものが解決に結び付かないというような話もございます。

学校の関わりというのは、中学校で言えば3年間、小学校では6年間になります。ただ保護者の関わりは一生になりますし、中学校を出てからも、保護者との関わりというのはありますから、やはり保護者の方の理解をしっかりと得て対応するというのが重要なのかなと思っております。教員も熱意をもって対応しておりますが、なかなかそのようなことが続くと、やはり熱意も薄れてくるということが特に若手教員はありますので、そのようなことが大事なのかなと思えます。

まとめますと、私からはやはり、普段、予防的な対応を工夫してやるということと、もう一つは保護者の方の理解をしっかりと得られるように、工夫もそうですが学校を含めて対応していくということが、直近でいえば重要な点かなと思っております。以上になります。

#### 【有村会長】

ありがとうございます。加藤委員から23区を取組を御説明していただきました。とりわけ「予防の大切さ」を非常に強調いただきまして、具体的な例として、連絡帳を見て子供の心をよく聞き取る、そういう先生の努力を御紹介いただきました。貴重な意見ありがとうございます。最後にお話しされた保護者と子供を真ん中に見たときに、保護者と学校の先生たちの見方がどうなのかという視点について教えてくれました。

やはり担任の先生は、極端な話をしますと、1年間の担任ということですが、保護者はある意味では、我が子を一生見限れないところがあるわけですね。ここの子供を見る見方というのを、私たち教育関係者がどういうふうにそこを理解するかという点も教えていただいた気がします。加藤委員、貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

続きまして、西東京市教育委員会の木村委員、お願いいたします。

#### 【木村委員】

皆様こんにちは。私は、多摩26市の教育長会で構成されている都市教育長会の副会長を務めております西東京市教育委員会の木村と申します。

今日は、教育委員会での取組などについて説明をしていただきたいということで、何をお話ししようかなと思いましたが、一番分かりやすい問題がよいと思ひまして、本市におけるいじめの問題に対する取組について資料を提出させていただきましたので、簡単に説明させていただきます。

別添資料に掲載されておりますので御覧いただければと思います。この資料は、平成3年

度のまとめということで出したものですが、本年度も同様の取組を行っております。特に西東京市の特色と言ってよいかどうか分かりませんが、それを中心に三点説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症の拡大が進む中で、本市においては令和2年度から全小・中学校で長期休業明けに子供たちの精神の状況が不安定になることに鑑みまして、子供たちが安心して緩やかに学校生活をスタートすることができるようにするために、「スタートアップ期間」という期間を5日間程度設けております。この期間内は、各学校において、子供たち全員との個別面談を設定し、より一層の児童・生徒理解に努めているところでございます。このことによりまして、いじめのみならず、家庭についての児童・生徒の悩みを早期に把握することができるようになりました。

次に2点目でございますが、これは昨年度に本市におきましても全児童・生徒に対し、一人1台タブレットが配布されました。それを機に「西東京市子供ギガスクール委員会」を立ち上げまして、市立の中学校全校の生徒会役員がタブレットのルールを策定いたしました。この中で、タブレットの活用上でのいじめなど、児童・生徒間のトラブルの防止に関する約束について生徒同士が話し合い、「タブレット3兄弟」という3項目の名称をもつルールを決めました。これを中学校はもとより、中学生が学区域の小学校を訪問し、そのルールを説明して、いじめ事前防止などの取組を行っております。また、学校のホームページにおいてもこの子供たちが決めたルールを掲載し、保護者への周知を図っているところでございます。

最後に3点目ですが、資料の13、別添資料2をご覧くださいと思いますが、これは本市においては西東京ルールと言っており、本市の学校における対応、キーワードは、「一人で対応することなくチームで対応する」となっております。そのために本市では、いじめが発見された場合の対応として、平成26年度に市の教育委員会が決めました、「いじめ対応、西東京の約束」を「西東京ルール」としております。この「西東京ルール」に基づきまして、全校が統一した対応を行うこととしています。

いじめが発見された場合には、まずいじめられている子供に対して「絶対に守る」という学校の意思を伝えるとともに、教職員の役割分担を明確にして、休み時間や登下校時、清掃時間などの安全確保を行うことがチームでの対応の基本となります。

そして、いじめが発見された段階で、管理職は直ちに教育指導課に所属している元校長経験者や、いじめ問題への対応を中心とした職務を担当しておりますスクールアドバイザーに一報いたします。同時に、校内で学校いじめ対策委員会を開催し、以下の点に沿った対応をいたします。

教育委員会は管理職からの一報後、ただちに指導主事やスクールアドバイザーを学校に派遣し、指導助言を行います。そして、学校と連携しながら15日以内を目安としていじめの解決を図ってまいります。その後、子供の様子から「いじめが解消されている」と判断された場合においても、引き続き学校と連携しながら継続的な観察を続け、3か月後の状況の



確認を行い、3か月後に状況が落ち着いていれば「一定の解決をしている」と判断いたしますが、見守りなどの対応を継続してまいります。

以上3点について、他の区市でも行っているのではないかと思います。本市のささやかな取組を紹介させていただきました。今後とも教育委員会と学校及び関係機関が綿密に連携していじめに関する対応を一層充実してまいりたいと思っております。簡単ですが、以上で私の説明を終わらせていただきます。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。今、木村委員から別添の資料について、具体的な取組のお話がありました。とりわけ、委員会を立ち上げ子供たちが主体の取組について、非常に感銘を受けたところがございます。委員の皆様もそうだと思います。特に、中学生が小学校を訪問して、「お兄ちゃん、お姉ちゃん、何をお話してくれるのだろう」と、そういう意識というのを育てるのはすごく大事ではないかと思って理解をさせていただきました。

この「チームで対応する」ということも資料の中でお話をいただきましたが、この中で私がすごく学ばせていただいたことは、チームで対応するとき、チーム一丸になることは大事ですが、その中の先生たち一人一人が自分の専門性において、個の役割を果たすということが大事なわけです。そうでないとチームにはならず、チームで、あまりよい言葉ではないかもしれませんが、先生方がある種のあまり自分の専門性を発揮せず、役割を発揮しないままになっては、もったいないというか、頼ってしまうということが、すごくチームにならなくなるわけです。そういうところを、私は学校の研修会でお伺いするときに少しお話しすることがありますが、やはり役割と責任というのを果たしたチームでないと、そこはうまく機能しないのではないかと、木村委員の話聞いて問題提起をさせていただいています。実は、木村委員がこの資料2でお示ししてくれた中身のようなことを、ある教育研究校にいた校長先生が、自分の校長室のテーブルのところに、拡大してそれを貼っていました。何気なく貼っていらして、「校長先生、これは素晴らしいフローチャートですね」というお話をしましたら、教員やお客さんが来たときに、「うちのいじめの取組を説明しなくても、お茶を飲みながら見るだけでも、これは参考になります」というお話を思い出しました。

西東京市の取組をすごく学ばせていただいたところです。木村委員ありがとうございました。引き続きまして檜原村教育委員会の中村委員、お願いいたします。

#### 【中村委員】

町村教育委員会の教育長会の会長をしております、檜原村の中村と申します。よろしく申し上げます。東京都では13の町村があるのですが、小笠原まで含めると非常に広い範囲に点在しており、全体の様子はとてもつかみ切れておりませんので、私からは、檜原村の様子を少し報告させていただきたいと思っております。

檜原村は小・中各1校の小さな村でして、各学年1学級ずつの、1学級あたり9人前後の

少人数の学校であるために比較的目が行き届きやすいことから、いじめも起きにくく、発見されやすいと考えております。ただ、小・中、1クラスで9年間変わらないため、クラス替えもないことから、人間関係が固定してしまい、いじめが起きると深刻化しやすく、重大事態になるおそれも大きいと思っております。

今回の会議にあたりまして、昨年までの5年間のいじめの報告件数について調べてみました。小学校では平成29年の2件から、3年ほど同数で推移してきましたが、令和2年に9件、令和3年度に13件と増加傾向にあります。発見のきっかけは、アンケートによるものがほとんどですが、担任による聞き取りで発見されるものもありました。内容としては、冷やかしかからかいが大半で、仲間外れが令和2年度に4件見られました。中学校では平成29年度の3件の後、1件ずつで推移しておりましたが、令和3年度は0件と報告されております。発見のきっかけは、ほとんどがアンケートによるものでした。内容は冷やかしか悪口がほとんどでしたが、令和2年度に1件、「携帯によるもの」という報告があり、今、課題となっているSNSなどによるものが始めていると感じております。教育委員会としても、この件数はあくまで発見された数であって、逆に0件という報告は、教員のアンテナが弱くなっている可能性があると考え、指導を続けております。

次に、教育委員会の取組について2点御報告いたします。一点目は檜原村立学校いじめ防止基本方針の改定であります。平成29年の法改正に伴い改定しておりましたが、令和3年の一部改正と、東京都の人権教育プログラムを受けて、本年9月に教育委員会で再改定を行い、丁寧な内容にして周知を図っているところであります。

2点目は、生活指導体制の充実を行っています。外部機関の連携を適切に行って、生活指導主任会などで警察署のスクールサポーターにも出席いただき、常に情報共有に努めています。また、保護司や保健師の先生方とも連携をし、情報共有を進めております。中学校ではスクールカウンセラーが全生徒と面談を実施し、心の状態の確認に努めているところであります。小・中一貫教育を行っていることから、日頃から小・中の教員の連携が整っており、全員が小・中のいじめの状況について知っているところ、対応がしやすくなっているところでもあります。あとは、学校教育支援室会議というのを毎月実施しており、そこで室長や管理職が連携を図っているところであります。

教育委員会としての成果と課題ですけれども、今年改定したいじめ防止基本方針の周知と指導が課題になっています。成果としては、教育委員会と学校が「いついじめが起きてもおかしくない」という共通認識のもとで、風通しのよい組織を目指して連携が行えるようになっているところであります。

最後に課題については、いじめ問題の調査委員会の枠組みについては規定が整っているのですが、委員の構成など、具体的な部分をまだ整える必要があるという状況であります。

以上、檜原村の報告とさせていただきます。

### 【有村会長】

ありがとうございました。中村委員から檜原村教育委員会の状況について教えていただきました。とりわけ、小規模の学校が多いという地域性の特性から、子供たちが9年間、人間関係が固定化されたというわけではないですが、変わらない中で起こっている、顔なじみだけである意味では、その特性、特殊と言いますか、そこに顔なじみだけ、何度もいじめも起こっているという状況も具体的に数値を併せて御説明いただきました。そして、その発見が大切で、「なるほど」と思ったのは、より教育の安定をどうやって高めていくのかということです。知っているがゆえに、アンテナの立て方の難しさというのを、中村委員から御指摘いただきました。最後に、調査委員会がありますが、その統制の在り方やメンバー構成などにおいて、やはり御苦勞があるとお伺いをいたしました。課題を含めて具体的な提案をいただきましてありがとうございます。

それでは、三つの教育委員会から取組のお話を伺いました。

これまでに、学校関係、それから教育委員会の先生にお話をお伺いしまして、次に保護者の方々から御意見を賜りたいと思います。先ほどから、学校からも、教育委員会からも、「保護者の協力が極めて不可欠」というお話もいただきましたので、PTA組織としてどのような取組をされているのか、学校とどのような連携を取っているのか、忌憚のない御意見をいただければと思っております。ここにつきましては、三つの団体の代表の方をお願いしたいと思います。東京都公立中学校PTA協議会会長の関口委員、それから東京都公立高等学校PTA連合会副会長の檜山委員、最後に、東京都特別支援学校PTA連合会会長の伊藤委員の3名の委員の皆様にお話をいただければと思っております。まず公立中学校PTA協議会の関口委員、よろしくお願いたします。

### 【関口委員】

こんにちは、東京都公立中学校PTA協議会の関口と申します。よろしくお願いたします。以前も私からいじめに関して一言申し上げたことですが、非常に保護者にとっては、なかなか伝わってこない内容だと思えます。今この場というのは、たぶん皆様方が、「いじめはある」という前提でやはり話し合いますが、学校単位になりますと、逆に「いじめはない」という前提にあります。先ほど加藤委員からもありましたが、「からかい」か「いじめ」、どちらなのか、ということがどこにでもあって、そのへんがやはりなかなか私共も分からないので、やはり「いじめはない」という前提になりますと、保護者には「自分の身近なところにいじめがある」という情報はやはり入ってこないと思えます。その中で、やはり「いじめはある」という前提で話ができるような環境がないと非常に厳しいというのが実感としてあります。

また、それを別の形で感じるの、今日の資料の中にもありますが、「不登校」です。資料の中では、不登校の理由でいじめというのは1%、「本当にありません」というようなデータですが、不登校の原因の中にいじめという部分は、もっとあるのではないかと考えてい

ます。やはり不登校の問題というのは、これは非常に身近で聞くことです。学校でもそうですし、区市町村の教育委員会の方と話すときでもこの不登校の問題というのは常に出てくる話です。しかし、この裏にあるのは、いじめがあるということをやんわりと感じています。もう少し学校単位でいじめに関して保護者との間で話題にもっと上がらないとおかしいと思っています。

先ほど、学校と保護者との連携という話がありましたけれど、学校でいじめが大きな話題、事件だとかになったとき、あるいは取り上げられたときは、保護者、先生方、地域と連携を取って、対応することは、どこの地域でも対策をとっていますけれども、いじめという認識がなければなかなか動けない、連携が取れないというのが、すごく不甲斐ない。分かればなんとか皆で対応してやれるのということ、すごく感じています。

長くなりましたけれども、いじめがあるというところでこのようにだいたい話せることと、やはり学校単位で説明がないということだと、やはり、いじめの話題にするのが少しタブー的なところがあるのかなと思います。からかいなのか、そういうところでもやはり話題にしていただくほうが、やはり保護者としては、もう少し関心が高まっていくのかなと思います。以上です。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。中学校の保護者の御立場からお話をいただきました。「いじめはないという」、「あるという」一つの考え方、それを学校と話ができる。これはすごく大事な指摘で、この話が閉ざされてしまうと、なかなか一歩が進めないということの御指摘をいただいたように思います。やはり学校が、国の方でも、とりあえず今回の社会に開かれた教育課程なわけですが、子供たちの声とか学習状況が保護者や地域に届いていくというのがすごく大事な要件になります。そのような意味で、東京都はいろいろな形で先導的に取り組んでいますので、かなり進んでいると思いますが、不登校やいじめに関しては、なかなか見えにくい部分がある。特に私が感じたのは、関口委員の御言葉の中の、中学生の思春期の子供たちの発達とか、やはり場合によっては家庭でもなかなか話ができにくいお子さんもいるかもしれません。そのようなこともあって、話ができる環境の大切さというのを教えていただいた気がします。とりわけ不登校問題に、その裏にいじめがあるということに注視していきたいという御指摘だったと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

では、続きまして東京都公立高等学校PTA連合会の榎山委員、お願いいたします。

#### 【榎山委員】

こんにちは。東京都公立高等学校連合会からまいりました榎山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まずは、都と学校のいじめ問題の取組に対して感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

高校生ともなりますと学校生活も多種多様になり、学校にいたっては校風も様々になり

ます。そのような環境ではありますが、当連合会の委員会で、先日いじめに対してヒアリングを行いましたところ、やはり、特にいじめに対する事案というのは上がってきませんでした。各学校に伺ったところ、都の指導のもと、いじめ対策にはかなり積極的に行っているという報告は受けました。スクールカウンセラーの先生方を呼んで常にカウンセリングしたりとか、いじめに関することは絶対許さないという信念で取り組んでいらっしゃる学校がほぼでした。ただ2021年はいじめが過去最多と伺い懸念しております。それに伴い不登校も増加しているというのも事実で、そちらの方も懸念しております。

やはりよく耳に入るのは、いじめの範疇ではないかと思うのですが、ネットによる誹謗中傷、LGBTに関するからかいなど、人権に関わるような問題が多いようです。学校や関係機関と連携し、早期発見に努めていかなければならないと保護者としては思っております。

他に、気になる点が2点ございます。先ほどもお話は何回も出ていますが、1点は教職員のいじめに対する認識と概念にとっても差があるなと保護者が感じていることです。いじめに対するリーフレットなどで教職員に対する研修などもしっかりされているとは思いますが、さらに教職員の意識向上の強化をお願いしたいと思っております。また、表面的ないじめの解決などの対策だけではなく、バックグラウンドに注目していただきたいと思っております。今、ヤングケアラーについてもよく伺いますと思うのですが、それが原因でいじめ、または不登校になっているというのもよく聞くお話ですので、そちらの方もよろしく願いいたします。

2点目は、やはり地区によっては、学校・地域関連関係との連携がとても弱いところがございますので、こちらも引き続き対策強化の取組をお願いしたいと存じます。以上です。ありがとうございました。

#### 【有村会長】

ありがとうございます。檜山委員から今、高校の実情が多種多様であるということ、とりわけ高校生においては、法的にも高校3年生は18歳になりますので、いわゆる成人年齢ということに関わって、子供たちが自由に思う、非常に問題意識を非常に高くもつだろうというふうに思います。そのような部分でのいじめに対する問題というのを、生徒が非常に自分で恐れているところが多いと思います。データの的にも今の話のようにヒアリングをしてみると少ないということですが、これは国の情報でも、小学2年生あたりがピークであり、高校になるとほとんどもう小さくなります。そういう意味では、子供たち、生徒たちが自分の理解をしている、自分と他者との関係を理解している、このことが非常に進んでいる成果だと思っております。

それと併せて私は東京都の特性として、いち早くスクールカウンセラー制度を非常に充実させています。これはいろいろなデータを見てもそれを伺い知ることができるわけですが、東京都の臨床心理士を核としたスクールカウンセラーについては、この生徒たちの心の機微に触れるような対応というのが非常に細かいと思っております。そういった意味では、全国的

な数値、具体的な数値は今手元にありませんが、子供たちが悩んだときに誰に相談するかといったときに、「スクールカウンセラーに相談する」という割合が、他府県よりもずっと東京都が高いわけです。それは何かと言うと、やはりスクールカウンセラーに対する信頼や安全性に、担任の先生は少し抵抗があるのかもしれませんが、スクールカウンセラーの先生に話をすると何か自分の気持ちがストンと落ちるかもしれないという、そういう救いになっている点が高校で非常にうまく対応していると私は理解しております。これは、いろいろな研究会においても話題になることがあります。特に中・高校生あたりが、担任の先生、教科の先生に相談できない大きな理由は、「評価の機能が担任にはある」ということです。例えば、「数学の先生が君の評価を付けますよ」と言う。ところが、スクールカウンセラーの先生は評価をまったくゼロにして、フラットな状態で子供の心に向き合うので、生徒も話しやすいのだと思います。そういう先生たちの特性があるので、高校のスクールカウンセラーはすごく重要な課題だと思います。特に貴重な意見をいただきました。

それからもう1点は、ネットやLGBTだとか、性の多様性に関わる問題は、高校生の大きな特性だと思いますので、この教員の認識というものの差というか違いというのも御指摘をいただきました。とりわけ高校の先生は教科に対する専門性が非常に高いので、それに関わってやはり教科の専門性ではなくて、生徒指導とか、生徒の心を開くような関わり方も少し注意していただけるとすごく保護者としても助かるのではないかと御指摘だったと私は理解いたしました。

続きまして、東京都特別支援学校PTA連合会の伊藤委員、よろしく願いいたします。

#### 【伊藤委員】

皆様こんにちは。本日はどうぞよろしくお願いいたします。東京都特別支援学校PTA連合会会長の伊藤紀子と申します。

当連合会は盲学校、聾学校、肢体不自由、知的障害、病弱の5種別の学校のPTA連合会でございます。連合会としてのいじめ防止の取組は行っておりませんが、各種別校ではいじめのアンケートやいじめサポート会議があり、学校の保護者が協力し、いじめ防止に努めております。コロナ禍により不登校件数が増加しているというお話を多く耳にする機会がございますが、特別支援学校において不登校の件数が多いという実態は把握しておりません。

また、一般に言われるいじめは少ないと考えておりましたが、昨今SNSも普及しており、どの種別校でもトラブルがあるようでございます。LINEやゲームの通信機能を使ったものは学校や保護者も把握できないこともあり、保護者の立場といたしましては、今まで以上に親子の会話ですとか、触れ合いの確保が重要であると考えております。

特別支援学校の保護者は、関わりが多く過ごしている親子関係が多く見られます。ただ、思春期を迎えた子供にどこまでどう関わっていくのかというのも同時に考えないといけないことだと考えております。

また、知的障害や発達障害のある子供の中には、いじめている感覚のない子供や、いじめ

を受けても先生に伝えられない子供がいると聞いております。そうした際の対策方法など、子供たちに丁寧に教えていく心の教育が重要だと思っております。それは学校だけではなく、家庭でも教えていく必要があると思います。双方で日々の生活から子供の行動を理解し、些細な変化があるときはすぐに連携が取れるように、より学校と保護者とのコミュニケーションが必要不可欠になってくるかと考えます。

さらに、特別支援学校に途中から入ってくる子供には、地域の学校では障害について正しく理解されず、いじめを受け、傷付いた経験のある子供も少なくありません。障害に対する社会全体の理解が必要な事例もございます。特別支援学校と地域の学校とでは副籍交流というものを設けております。低学年のうちから通常校に通う児童・生徒と特別支援学校に通う生徒とで、障害というものをお互いに理解し生活をしていくことで、インクルーシブな社会にもつながるのではないかと考えております。特別支援学校で学んでいる子供たちですが、いずれは社会に出ていくので、社会性を身に付けるために地域との関わりをもち、相互理解のための取組が必要だとも考えております。

最後に、特別支援学校には障害の種類も様々な子が通っており、個々に難しい事例もございます。まずは、嫌な思いを受けた児童がどこへ相談すべきか、どこに助けを求めればよいのかを明確に分かるような環境作り、そして、スクールカウンセラーなどの人員配置を整えていくことが大事だと考えます。

また、教職員の研修だけではなく、生徒向けの研修、情報モラル教育などを適切に定期的に行うことで未然防止につながるのではないかと考えます。

最後になりますが、先ほどお話もありましたようにヤングケアラー問題は当連合会でもとても重要な課題だと考えております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。障害の種別に応じたインクルーシブな教育の在り方ということについて、とりわけ環境づくり、その大切さを教えていただきました。このことにおいては、思春期の子供たちが自分の気持ちをうまく伝えられなかったりする、その心の教育の大切さについても教えていただきました。私がすごくなるほどと教えていただいたのは、親子の会話の大切さ、あるいは触れ合いの機会の確保についてです。これは一般的には基本だと言われますけれど、基本というのが非常に核になって子供たちを支える力になり、学校と保護者との関わり、コミュニケーションの大切さも大事だということを教えていただきました。

特に、やはりいじめとか不登校に関わって、トラブルも非常に SNS に関してあるということも率直にお話をいただきましたので、この後の協議のところでも、御指摘があれば教えていただければと思っております。

ありがとうございました。PTA関係の三つの団体から今、お話をいただきましたけれど

も、何かご質問とかございますでしょうか。

(加藤委員、挙手)

どうぞ、加藤委員、お願いいたします。

**【加藤委員】**

はい。先ほど関口委員のほうから保護者の受け止めと学校の受け止めの違いという話をいただきました。これは非常に大切なことだと思っています。そこがしっかり一致すれば、協力しながら進められるのかなということで、大事な視点だなと思っておりました。

それで、学校の方では道徳の地区公開講座とか、あるいは学校だより、ホームページ、Twitter、このようなところで、いろいろないじめに関する話題とか情報を提供していますが、なかなかそれが、提供の仕方がうまく保護者の方に伝わっていないということを感じているところです。例えば、道徳の地区公開講座の後には、保護者を集めて話し合いをしますが、なかなか集まってくれる方が少ないとか、そのようなところがあります。

学校のそのような取組の中で、まだ例えばこのような取組をすれば、さらに保護者としても学校と協力しやすいのではないかと、というようなアイデアがあればと思っています。やはり、子供は24時間の中で、SNSという話がありましたけれども、学校外のところでもいじめにつながる芽というのはありますので、一致協力するということは大事だと思いますので、そういったヒントをいただければなと思いました。以上です。

**【有村会長】**

そのような、特に道徳授業地区講座の連携の在り方みたいなことですね、御回答があればお願いいたします。

**【加藤委員】**

道徳授業地区公開講座は一つの例でしかなくて、学校と保護者との関係性をより密にするとか、理解を促進するための保護者側からの今の学校の取組について、「こういうふうなことをやってもらえれば、より理解が進むのではないか」というところを教えていただければと思います。

**【有村会長】**

どうでしょう、関口委員、何か御指摘があればお願いいたします。

**【関口委員】**

加藤委員、どうもありがとうございます。すいません、私の言葉が足らなかったところがあります。学校をはじめ、教育委員会の方の皆様の、いじめ防止に関する取組をされていることは、感じています。しかし、「自分たちの近くに、いじめの可能性はある」ということ



が、なかなか伝わっていないと思います。先ほど加藤委員から「からかい」という話がありましたが、要は保護者としては、いじめということに関して「ふざけて、からかいという部分が見受けられます」ということを教えていただきたいと思います。いじめにつながる可能性があるということを知ることが、保護者としては注意しなければならないという気付きにもなります。また子供たちと話すことも、そのようなことがきっかけで話せるのではないかと思います。

保護者としても、いじめに関して、なかなか触れにくいことです。子供に対して、いじめについて聞いても、たぶん「ないよ」という会話でしかない。そのため、先ほど「からかい」、「ああ、そう言えばそうだよな」という話になりますが、「いじめ」という言葉だと、すごく重く感じます。そういった「からかい、ふざけ合い」、というのは、今日の資料の中でも、「ふざけているのも、やはりいじめの部分ですよ」ということはありました。そのようなことに、保護者会などでクラス担任と一緒に触れるという機会をなるべく増やすことが、大事だと思います。保護者に身近にいじめがあるということ、目の前に存在しているということ、知って危機感をもってもらおうということが、学校側と保護者側と一緒にいじめの防止につながっていくのだらうと感ずるので些細な情報でも触れてほしいというところが、気持ちとしてはあります。

**【有村会長】**

御回答いただきましたけれども、いかがでしょうか。

**【加藤委員】**

すいません。「からかい」はいじめになりますので、「じゃれ合い」というか、中学生の場合は、やはり仲のよさの中であっても、からかいについては、それはいじめだと思います。言われているように、学校の様子を保護者の方に常に提供するというのは大事だと思っています。先ほど、たとえば連絡帳という話がありましたが、学校の中では、丁寧にそういった子供の様子を見ていますので、それを保護者の方にも丁寧にフィードバックしていくことは大事だと思っています。分かりました。ありがとうございます。

**【有村会長】**

丁寧に答えいただきありがとうございました。今、からかいの問題と、そういう伝え方の問題の御指摘をいただいた気がいたします。

今、PTA関係の方に御指摘いただきました。それでは、次に関係機関の皆様、それから団体の方々に、それぞれの取組についてお伺いしていきます。第一東京弁護士会の直田委員、東京公認心理師協会の上野委員、保護司会連合会の森久保委員、民生児童委員連合会の山本委員、4名の方に御意見をいただこうと思います。まず弁護士の直田委員、よろしく願いいたします。

### 【直田委員】

第一東京弁護士会の弁護士の直田と申します。第一東京弁護士会の子ども法委員会という、子供の権利に関する委員会の委員長をしております。御存知のとおり、東京には、他に東京弁護士会、第二東京弁護士会がございますが、今年度は第一東京弁護士会が当番会となっておりますので、私の方から弁護士会、弁護士側の取組について御報告させていただきたいと思っております。

始めに、弁護士側の取組とは少し関係ないですが、私共が学校問題、特にいじめ問題に関与する中で感じていることの中から、今まであったお話の中で感じたことを先にお伝えしたいと思っております。

まずチームでの対応についてです。特に、いじめを認知した場合に学校内でチームでの対応をするというときのお話に関しては非常に効果的だと、具体的な事件の中から見中でも感じております。特にスクールカウンセラーの方とか、心理の専門家の方からのケースの見立てについて、そういうところは早期解決にあたっては非常に効果的なところが大きいと思っておりますので、そのような体制を推進していただきたいと思っております。それから、先ほど関口委員からもお話があって、私も「そうだな」と思いましたが、やはり学校で、例えば、「不登校では本年度いじめとしてこれだけの件数が認知されました、その内容は例えばからかいであったり、なんだったり」という、もちろん子供の情報に関することですので、限度があるとは思いますが、学校としてこれだけ認知していますという話が保護者の方に伝わるだけでも、保護者としても具体的に考えて、それを家で自分の子供といじめについて話をして、そこから、もしかしたらいじめの話が出てくるかもしれないし、考える契機にもなると思うので、それは非常に示唆に富む指摘だなと思いました。

では、弁護士側の取組について報告させていただきたいと思っております。主なものとしては、御利用いただいている自治体もございますけれども、いじめについての出張授業、学校の管理職の先生方向けの法令に基づく対応の徹底というところの観点からの講義です。また、いじめ重大事態調査の第三者委員としての活動、スクールロイヤー、他にも本会では子供のための電話相談事業というものを実施しております。

この中で連携についての課題という観点から三つお話させていただきたいと思っております。一つは、いじめ重大事態調査に関して、それからスクールロイヤー、次に子供のための電話相談事業、この三つについて話をさせていただきたいと思っております。

まず、いじめ重大事態調査の第三者委員としての活動ですが、御存知のとおり重大事態が発生した際に教育委員会などの方から弁護士会の方に第三者委員の推薦依頼をいただくという形で活動が始まるのが一般的です。この活動について、弁護士側から見た課題というところに関しては、業務量と報酬の点が課題と考えております。この重大事態調査においては御存知のとおり、事実調査、それから調査結果に基づく事実認定、いじめ防止対策推進法などの法令に照らした法的な評価、最後にそれに基づく報告書の作成が必要になります。これらについて、現実問題として弁護士以外の委員、例えば医師の先生であったり、教育の専

門家の大学の先生が、先に第一に手をつけて担うというのは現実問題として難しいというのが現状ではないかと思えます。ですので、実際には弁護士委員がまずそこを担うということが多いうように認識しています。例えば、報告書の起案はまず弁護士が行って、その第一案をもって委員会で委員の間で議論、ディスカッションをして修正をしていく。さらには、被害者側とコミュニケーションに課題があるようなケース、それからマスコミ対応が必要となるようなケースですと、弁護士の委員が委員長を行うなどして連絡窓口や、連絡担当への窓口となるが多いうように思います。

一方で、これらの第三者委員に対する報酬については、当該自治体の条例、もしくは規則上、現実として1万数千円から2万5000円程度の委員会を実際に開催した日の会議日当しか規定されていないことも少なくないように認識しております。ただ、先ほど述べたように、弁護士委員の活動というのは、例えば、事務局にあらかじめ資料を用意していただいて、それを実際その会議の日に行ってきて、その場で拝見をして、専門的な意見を述べて、それでおしまいというものではなくて、事前に膨大な資料、調査資料を確保して、それを起案するというような、会議以外の場面での作業が非常に多くなっています。ですので、事前調査とか資料確認、それから報告書の起案に要する数十時間については、なんら手当が支給されないような自治体があるというのが実態です。この点に関しては、我々東京三会のほうでは、今年度、内規という形で報酬基準というものを作成しております。それに基づいて御依頼、推薦依頼があった際に教育委員会側にお示しをして対応検討をお願いしているところです。具体的には基本的にはタイムチャージ制としてさせていただき、1時間あたり1万円以上というところで御検討をお願いしているものです。もちろん予算や条例規則の改定の問題もありますので、簡単にはいかないところではあるとは認識しておりますが、いわゆる私企業、一般の企業では、不祥事とかの第三者委員では1時間あたり3～4万円と設定することが多いところに鑑みますと、大幅に低い金額にさせていただいておりますし、先ほど述べたように弁護士委員が実際に担う作業、業務量という観点からも、前向きに御検討いただきたいと思っております。

次にスクールロイヤーについてですが、私が見聞きしてきた範囲では、東京都内でもいわゆる市町部局の顧問弁護士ではなくて、学校問題に対象を絞った形で各教育委員会、もしくは学校法人と直接契約する形でスクールロイヤーを導入する事例が増えているようです。現状としては、三会、それぞれの個別の会員の弁護士が、教育委員会もしくは学校設置者の方々と、もともとあった人的なつながりをスタートとして個別に契約している形が多いというのが現状です。そのため、弁護士会としては、現実として運用がうまくいっているのかどうか、という点について、課題が見えないというところが、むしろ課題ではあると思っております。ただ、個別の会員の業務を弁護士会が妨害するわけにもいかないもので、弁護士会としては、スクールロイヤー経験者の交流会を実施するなど、研鑽の場を設けるという形で対応しております。個人的な感覚としては、教育委員会と密接に協働できる形でのスクールロイヤーというのは、いじめも含めた学校問題の初期対応、解決について極めて有用である

と考えておりますので、ぜひとも積極的に今後も推進いただきたいと思っております。学校設置者の方で要望があれば、我々弁護士会でも、子供の権利に関する委員会の方で導入に関する御相談も承っておりますので、ぜひ御相談いただきたいと思っております。

最後に、連携という文脈から少し外れますが、東京三会ではそれぞれ、電話相談もしくはLINE相談という形で、子供のための法律相談という事業を実施しております。保護者からの相談が多いというのが実際ですけれども、内容としてはやはり学校問題が中心となっております。保護者側、学校側を問わず、学校問題についての相談の需要はかなり大きいというのが認識です。東京都におかれましても、東京都教育相談センターの学校問題サポートセンター事業など、既に学校問題の相談事業をされていると認識しておりますが、より学校問題についての相談事業を拡大推進していただきたいなというふうに思っております。それでも、その中で法的相談に対応する人材が必要であれば、弁護士会の子供の権利に関する委員会でも積極的に協働させていただきたいと思っておりますので、ぜひともお声がけいただければと思っております。すみません、長くなりましたが以上になります。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。直田委員から弁護士、法律家の立場から3点、とりわけ第三者委員会の問題、それからスクールロイヤー、最後に電話相談などについてお話をいただきました。

第三者委員会、私もそういった認識をさせていただいていまして、特に報酬の問題とか、弁護士の先生の専門性を生かした形と、いじめ問題の解決というのは、たくさんよい方向に向かっている事例を承知しております。このような報酬額や時間に対する考え方であるとか、専門性の考え方というのが、今、整理されていない現状があるということで、私たちがいろいろな立場で認識する必要がある気がします。非常に貴重な意見をいただいたというふうに思っていますので、今後、検討していただければと思っております。とりわけ、日本一大きい自治体である東京都が考えていただけると、東京都が動くという形の進展があるのではないかと思っております。特に、都の相談係を行っている学校問題のサポートセンターが、公的な専門家の御活躍というのも耳にしておりまして、学校の問題について弁護士の先生の公的な立場の考え方というのは、非常に子供たちの成長に関わっていただいているところに非常に私自身もいろいろな面で学ばせていただいております。

今の3点の指摘について、いろいろなところでまた御検討いただけるとありがたいと思っております。よい問題提起をいただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、東京公認心理師協会の上野委員、お願いいたします。

#### 【上野委員】

東京公認心理師協会の上野と申します。東京公認心理師協会は臨床心理士、公認心理師で構成される職能団体でございます。この協会の中には、私立・公立ともにスクールカウンセ

ラーをしております有志で作られている学校臨床心理研究会というのがございまして、そちらの委員長も務めさせていただいております。

まず、公立学校のスクールカウンセリングについて少々説明させていただきます。現在、小・中・高の全公立学校、それと定時制、通信制、さらに、本年度からは特別支援学校の高等部の一部にもスクールカウンセラーが配置されることとなりました。私共スクールカウンセラーの大多数がこの協会に所属しておりますので、協会としても検証を行うなどの支援をしております。スクールカウンセラーは公立学校ですと年間 38 回、週 1 回の勤務になっております。職務内容としては、学校における教育相談の充実を目指し、不登校やいじめ、その他予防教育などへの対応を行っております。

いじめ対応としては、平成 26 年より東京都の方の独自の活動としてスクールカウンセラーによる全員面接を行っております。これは小学校 5 年生、中学校 1 年生、高校 1 年生に対して、スクールカウンセラー全員と面談をするという取組です。この面談を通しまして、いじめの早期発見や早期対応、または不登校の早期発見、早期対応ということを行っております。いじめのみならず発達の課題であるとか、先ほどのヤングケアラーのような問題もピックアップすることができております。全員面接を通していじめと思われる案件が上がってきた場合は、迅速に管理職、または担任、学年などに御報告を上げて対応するという体制をとっております。全員面接でなくとも、スクールカウンセラーは週に 1 回学校におりますので、生徒本人から「実はいじめられているんだ、からかわれているんだ」というような訴えがあった場合も対応いたします。生徒本人ではなく、実は周囲の児童・生徒のことが気になるというような報告を上げてくださることもあります。生徒本人、周囲だけではなく、保護者の方が御相談に見えられて、「うちの子とは関係ないけど、ああいうところが気になる」などといって、いじめが発覚する場合もございます。そのような案件が発生した場合は、やはり学校に報告して対応することになります。スクールカウンセラーは週 1 回ですので、私共だけではとても対応ができません。やはり学校として、チームとして対応にあたるのがとても大事になってきます。子供さんたちは、「学校には言わないでほしい、保護者には言わないでほしい」と話されるのですが、「きちんとあなたの問題を共有したいし、助けたい」というような説明をしますと、ほぼほぼ 9 割方の方は「先生に話してもよいです」とか、「こういう言い方だったら伝えてもらってよいです」というふうに許可をくださいますので、あまり守秘義務の点で大きく揉めるということは滅多にございません。また、そういう対応以外でも、学期ごとのいじめアンケートから知った案件なども私共と共有して対応にあたりますので、本人に聞き取ったり、周囲の子供さんに聞き取ったりいたします。

その他、学校では **hyper-QU** テストという生活の質に関するアンケートを行っておりますが、やはり「学校生活があまり楽しくない」だとか、「なんらかの課題を抱えていそうだ」というような子供さんの情報を共有して、それとなく話をしてみたりとか、そういうような対応を行っております。

学校によっては予防教育も行っておりまして、「いじめに対する **SOS** の出し方教育」を担

任と行っていたり、それと関連するアサーショントレーニング、友達づくりのエンカウンター・グループなども、総合的な学習の時間などの教育で一緒にやらせていただくことができます。このような取組はわりと功を奏していると思います。なぜかという、以前よりも子供さんたちがよくいじめを訴えてくださるようになった印象を全般的に抱いております。

今後の課題としては、やはり相談はしやすくなりましたが、全員が相談してくださるわけではないので、もっと充実した教育相談体制を作ることだと思います。

また、先ほどから話が出ておりましたが、やはりネットいじめが結構散見されまして、スマホやタブレットなどを使った、少し問題のある不適切な使用方法などが上がってきていて、これは確かに学校では発見ができないので、とても後手後手に回ってしまうという課題があります。

それともう一つ、スクールカウンセラーの方々が多いのですが、相談が増えますと子供さんの休み時間や隙間時間を見に行く暇が私共がありません。休み時間や給食の準備時間などが、結構友達とのトラブルが起きやすい時間なので、見て回っているのですが、保護者からの相談などが増えますとその時間がなくなってしまって、私たちの対応が行き届かなくなってしまうというのが、現在大きな課題です。以上です。

#### 【有村会長】

ありがとうございます。課題というのを教えていただき、とりわけ週1回の面接の機会などで、全員面接の有効な活用とか、いじめの訴えをよく聞く、そういうシステムができつつあるということをお話いただきました。

続きまして、東京都保護司会連合会の森久保委員、よろしくお願いたします。

#### 【森久保委員】

東京都保護司会連合会の会長をさせていただいております森久保でございます。よろしくお願いたします。

私共の保護司会として、あるいは保護司としていじめ問題に直接関わりをもつということはありませんが、私共の保護司会の活動の中で、もちろん重要な一つの仕事としての保護観察があります。保護観察に至る子供たち、あるいはいじめを通じて事件になって保護観察に至るような事件はありません。ただし、私共の保護司会としての地域活動の中で行われているのが、学校との連携委員会というのが各保護司会の中に作られておまして、それぞれの学校、あるいはPTAの皆様とのいろいろないじめ問題についての協議、研究会などの席に出席をさせていただいております。ですから、保護司会としての、または保護司としての直接的な保護観察としては、いじめという一つの形にははっきりと出てこないことがたくさんあります。ただし、児童・生徒の問題行動が非常にエスカレートして事件に至ることもあります。その場合には、少年であっても、あるいは学校の生徒さんであっても、わずかではありますが保護観察に至る事件もあります。その中で、私共保護司会として

はどのようにしているかという、私共保護司会は東京都に 33 地区の保護司会があります。その地区保護司会の中にも、全ての地区保護司会の中に学校連携委員会というものを立ち上げて、それぞれの学校とのつながりをとっております。

前にも少しこの席でお話させていただきましたが、保護司としてというよりも、地域の学校との連携を考えたときに、前にいじめがエスカレートして、大きなはっきりとしたいじめの事件になった問題がありました。それについて、その学校と学校の先生、あるいはPTAの皆様と具体的に話し合ったことがあります。その席には、加害者の父親が出てきて、いじめのことから、あるいは事件性のことについて、しっかりと親が状況を説明し、加害者・被害者の両方がその席に出席しながら、この問題にあたったという一つの経過があります。非常に加害者の父親が涙を流しながら陳謝したという一つの形も出てきました。こうした一つの形がいじめの問題につながっていくのかなと私は思っております。以上、簡単ではありますが、私からの説明をさせていただきました。ありがとうございました。

#### 【有村会長】

森久保委員、ありがとうございます。保護司の立場からいじめの予防について、地域全体で取組をしておられると御指摘をいただきました。

続きまして、東京都民生児童委員連合会から山本委員、お願いいたします。

#### 【山本委員】

東京都民生児童委員連合会の常務理事で、八王子市の民生児童委員を務めております山本と申します。よろしく申し上げます。

まず、地元の八王子市の小・中学校のいじめの対策の現状について少しお話をさせていただきます。現在八王子市は令和4年度から学校いじめ対策委員の機能強化策ということで、小・中学校で週の授業数を28時間とし、週に1回1時間程度、年間で35回のいじめ対応の時間を確保して、組織的ないじめ対応を図っているということです。このいじめ対応の時間では、いじめなどの事実の時系列一覧や議事録を作成し、学年単位で各単位の先生方が現状を把握し、情報共有して、いじめ対応やいじめ防止の検討を行っているそうです。今、「学年単位」と言いましたけれども、八王子市は小学校70、中学校38で、規模もいろいろなので、小さいところでは学校単位というふうになるかと思えます。そのうえで、学校運営協議会の意見を踏まえた学校いじめ防止基本方針の作成や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門家と連携した学校いじめ対策委員会を開催し、地域関係機関や専門家などとの連携を強化しているということです。

また、地域の小・中学校には学校サポーターや学校ボランティアが学年に1、2名配置されていて、児童・生徒の授業の授業中の見守りや、学習補助を行っています。その人たちの中には地域の方も多くいて、私共の主任児童委員や民生児童委員が担っている学校もあります。その人たちの本来の役割ではありませんが、授業中や休み時間で児童・生徒に関わる

中で、いじめに気付く機会があり、担任の先生や学年主任の先生に報告するそうです。

このようにいじめの発見や相談に役立っているケースというのが、私の地区の小学校のボランティアを兼務している民生児童委員の方から報告がありました。そこで学校サポーターや、学校ボランティアにも、いじめ防止の見守り役を担ってもらう制度にしたかどうかと少し提案したところ、児童・生徒への大人の目がますます厳しく向けられてしまうため、過干渉に陥ることになるので、「現状の緩やかな見守りでよいのではないか」と言われて、確かにそのとおりだなと思いました。

以上、八王子市の地元の学校の地域のいじめ対策の現状を報告させていただきました。以上でございます。

#### 【有村会長】

地域の人に、発見や相談に応じるという、そういう体制作りについて努力いただいている様子をお伺いしました。とりわけ、この「過干渉にならない」ということは、すごく大事な指摘だと理解をいたしました。ありがとうございます。

今までは現場の方からお話をいただいたわけですが、行政の立場から東京都の生活文化スポーツ局都民安全推進部、私学部、警視庁少年育成課、それから人権擁護の関係で総務局から御指摘をいただきたいと思います。最初に東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部の小室委員、お願いいたします。

#### 【小室委員】

生活文化スポーツ局都民安全推進部長の小室と申します。よろしくお願いいたします。当部で行っておりますいじめ防止などに関連しました青少年育成プログラムに関する施策事業について、いくつか御説明させていただきます。

まず1点目でございますが、インターネットやスマートフォンのトラブル相談事業の「こたエール」でございます。この事業は架空請求や迷惑メール、有害サイトなど、様々なトラブルに関する相談窓口として、平成21年度から運営しているものです。昨年度は、ネット上でのいじめに関するものを含めまして、年間で約2100件ほどの相談を受けてございます。相談には電話、メール、SNSで対応しておりまして、教育相談センターをはじめ、官民の関係機関と情報共有をしながら取組を進めているところでございます。

2点目でございます。ネット利用に伴うトラブルの実態や、トラブルから身を守る防止策などを学ぶ「ファミリールール講座」の開催を行っております。昨年度は、青少年や保護者の皆様、教職員の方々などを対象としまして、約700回ほど講座を行っております。

例えば、ネットやSNSを安全に利用するために、生徒同士による自主ルール作りを支援する講座など、生徒が自分の問題として主体的に考えてもらえるように内容を工夫して行っているところです。また、ネットの適正利用を啓発するリーフレットといたしまして、中学1年生程度の方に向けた「ネットの危険知ってる??」というリーフレットと、保護者の



方に向けた「家庭で見守る子供のネット・スマホ利用」というリーフレットも、後ほど御覧いただければありがたく存じます。今後も青少年及び保護者の方々への啓発、それから学校や地域と連携した効果的な取組を一層進めてまいりたいと考えております。

3点目でございますが、東京都若者総合相談センター「若ナビα」というのがございます。パンフレットがこちらになります。これも後でご覧ください。「若ナビα」では若者やご家族の方を対象としまして、人間関係や仕事のこと、孤独や不安など、幅広い分野に渡りまして、若者の様々な悩みに関する相談を、電話、メール、LINE 及び面接にて実施しているところでございます。以前は相談件数が、全体の9割が電話による相談でしたが、現在ではLINE による相談が約4割となっております。令和3年度は約7,200件の相談を受けております。また、若者が利用しやすい時間帯に対応できるよう、今年度から電話、LINE の相談時間を23時まで延ばしてございます。相談者の相談内容に応じまして、その方に合った適切な支援機関につなぐことを行っておりますので、ぜひともこちらを御紹介、御利用いただければありがたいと思っております。

最後になりますが、こちらは御参考ということになりますけれど、今年度、新たに「ひとりじゃない！若者応援プロジェクト」という取組を実施しております。こちらは長引くコロナ禍によりまして、社会的、経済的に取り残されたり、誰にも頼れず、孤立、孤独に悩んでいる若者の方を中心に、その方々に「独りではない」ということの気づきの機会を提供するという取組でございます。7月・9月・11月に、3回ほどライブ配信のイベントを行っております。こちらはアーカイブ映像も特設サイトがございますので、御関心のある皆様はぜひ見ていただければと思います。また、お悩み相談の窓口一覧、学校の悩み相談も含めて、それもそちらに掲載してございます。中を開けますと、学校の皆様はもとより、民間企業ですとかNPOとか、いろいろな方々が、やはり孤立・孤独に悩んでいる若い方々を様々な形で支援していらっしゃるということがいろいろとお分かりになるのではないかなと思います。

このように、社会全体で若い方に寄り添って応援するという気運の醸成も図っているようなところでございます。当部としましても、学校関係の皆様はもちろんですが、様々な関係機関の皆様と連携を一層密にいたしまして、いじめ防止を含めた若者の健全育成に取り組んでいただきたいと思います。これからもよろしく願いいたします。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。今、小室委員から「社会全体の若者を応援する」という具体的な施策を御提案いただきました。ありがとうございます。

次に、東京都生活文化スポーツ局私学部の戸谷委員、よろしく申し上げます。

#### 【戸谷委員】

東京都で私学部長をやっております戸谷でございます。日頃より皆様方には御世話になりまして、本当にありがとうございます。

都内の私立学校は、小学校、中学校、高校、特別支援学校、合わせますと約 480 校、約 28 万人の児童・生徒が通学しているというところでございます。それぞれの学校におきまして、先ほどもございましたけれども、建学の精神に基づいて独自の教育活動、そして学校運営を行っているところでございますが、全ての学校でいじめ防止基本方針策定、そして、いじめ防止対策の組織の設置というのを行っております。まさに、各学校が主体となり、スクールカウンセラーの方々、教育相談担当者の方々を配置し、あるいは医療機関だとか校外の専門機関との連携などを行ってございまして、子供が相談できる環境作りというものにも積極的に取り組んでいるという状況でございます。こうした各学校の皆様方を支援するために、我々といたしましては、様々な支援や助言を行う形で関与をさせていただいております。具体的には、スクールカウンセラーの配置に対して補助を行うとともに、私学団体と連携した研修を行ったり、あるいは保護者や学校からの相談対応、いじめ相談窓口などの情報提供を行っているところでございます。

今般、いじめとか重大事態に関する相談や報告というのがやはり増えてきており、新型コロナウイルスの影響などによって、なかなか家庭との連携が図りづらいという事情もあるため、事案が複雑化、長期化するという傾向が見て取れるところでございます。なかなか現場の対応というのが難しいというのも認識しておりますので、私共私学部といたしましても各学校、それから保護者の皆様方の事情を踏まえながら、問題の解決に向けた発言などを行っているところでございます。

また、毎年文部科学省の担当者の方を招きまして、学校の校長先生や生活指導の先生方を対象にし、いじめ問題の対応についての説明会を開催しております。本年度につきましては、つい先日、12 月 6 日に文部科学省からいじめ自殺など対策専門官の方を招きまして、法令などの説明をいただくとともに、直接参加された方々同士で話し合いを行いました。他の学校の状況などの情報共有も行いまして、参加者の皆様方から「実体験の具体例を聞くことができ非常に参考になった。」「実際、自校のいじめ防止の見直しにつなげていきたい。」とか、そういった御意見などもいただき、今後の各学校の取組に生かすことができる機会となりました。

本協議会における議論や皆様方の御意見も踏まえまして、今後も私立学校の取組を支援してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

#### 【有村会長】

はい、ありがとうございました。東京都として私立学校の支援という、28 万人の子供たちの支援ということを具体的にお話をいただきました。ありがとうございます。

では、続きまして、警視庁少年育成課の玉川委員、よろしくお願いたします。

### 【玉川委員】

警視庁少年育成課長の玉川と申します。私からは、警察の立場から2点お話をさせていただきたいと思います。

1点目は、スクールサポーター制度についてでございます。スクールサポーター制度は警察官OBを警察署などに配置をし、学校などにおける少年の非行防止や立ち直り支援、児童の安全確保対策、そして非行防止教室への支援、有害環境の浄化活動などを行うものでございます。現在、都内102ある警察署のうち、管内に学校を有する95の警察署に133名のスクールサポーターを配置しており、令和3年度中、スクールサポーターが非行防止教室など、小・中・高校を訪問した回数は、合わせて約31,000回でございました。

スクールサポーターは、例えば、学校からいじめに関する相談などを受理した場合には、警察署の少年係の警察官と連携しながら、いじめに主眼を置いた実効性のある非行防止教室などを実施しております。

また、教育委員会が主催の各種会議や、サポートチーム会議にも出席し、いじめの相談などについて情報共有を図ったり、警察の立場から助言を行わせていただいているところでございます。

2点目は、少年相談の活用についてでございます。少年相談につきましては、少年法をはじめ保護者、学校の先生などからもいただいているところでございます。昨年1年間の少年相談の受理件数は5,941件で、そのうちいじめに関する相談は90件でございました。学識別で見ますと、小学生に関するいじめ相談が33件、中学生に関する相談が40件で、全体の8割を占めているところでございます。

いじめをきっかけに不登校になってしまったという少年の保護者からの相談などもございました。少年相談は各警察署の他、都内8か所にあります少年センターにおいて、臨床心理士などの資格を持つ少年相談専門職員が受け付けております。

これ以外にも、ヤング・テレホン・コーナーを設けて24時間体制で相談を受け付けておりますので、これらの相談窓口があることを御承知いただければと思います。

いじめ問題は関係機関が連携して対応することが深刻な事態の発展を防止するために重要なことと感じております。引き続き、これらの制度を活用していただくことで連携を図ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。私からは以上です。

### 【有村会長】

ありがとうございました。少年育成の視点からスクールサポーター、それから少年相談について、成果のある対応を教えてくださいました。ありがとうございます。

続きまして、人権擁護の立場から東京法務局の大宮委員、お願いたします。

### 【大宮委員】

東京法務局、人権擁護部長の大宮と申します。どうぞよろしくお願いたします。法務局

は、全国の市区町村長から推薦され、法務大臣から委嘱された人権擁護委員とともに、法務省の人権擁護機関として活動を行っておりまして、特に「いじめは重大な人権問題である」という認識のもと、「子供の人権を守ろう」を啓発活動の強調事項として掲げ、各種取組を行っております。

まず、いじめを未然に防ぐ取組として、学校の御協力をいただきながらになりますが、子供たちの人権意識を育てる人権教室を実施しております。この人権教室では、子供たちがいじめなどについて考え、相手への思いやりや、生命の大切さを体得してもらうため、様々な工夫を凝らして実施させていただいておりますが、最近ではスマホを利用したいじめやトラブルが増えていることから、携帯電話会社のNTTドコモとコラボした人権教室も実施しているところです。

その他、いじめ防止に特化したインターネット広告やYouTubeでの動画配信を行ったり、プロバスケットボールやサッカークラブなどのスポーツ組織や民間企業と連携をした啓発活動の他、中学生人権作文コンテストや「人権の花運動」なども実施しております。これらの啓発活動は、人権意識向上のため広く実施するものではありませんが、個別事案への対応については人権相談を受けまして、その相談の中から人権侵害の恐れがあるものについては、人権侵害事件として、立件し、支援調査、救済を図っております。

東京法務局は、東京都と関東甲信越、それから静岡まで、1都10県を管轄している法務局として、東京法務局管内での令和3年度、昨年度のいじめ相談件数は2235件でした。その中からいじめに関する人権侵害事件として取り扱ったものは114件となっております、そのうち東京都内の件数はそれぞれ約3分の1となっております。

当機関の子供を対象とした相談事業は「子どもの人権110番」というフリーダイヤルの専用相談電話の他、メールやLINEによる相談、「子供の人権SOSミニレター」があります。これを学校に御協力いただきまして、都内の小・中学生全員にお配りをしております。このミニレターは切手が不要の便箋付き封筒になっておりまして、悩みを書いてポストに投函すれば、直接当機関に届く仕組みとなっております。内容は深刻なものを含め、様々なものがございますが、寄せられるミニレターは都内の小・中学生だけで毎年1,000通を超えております。そのうちいじめに関する相談は約4割前後ぐらいとなっております。今は、小学校低学年の児童から入ってくる相談もLINEによる相談もありますので、手書きの手紙形式でのSOSミニレターによる相談件数は年々減少傾向にはあります。しかし、年齢やその他の事情などで携帯電話などの機器を持たなかったり、使えなかったりという環境にある子供が相談できるこの「子供の人権SOSミニレター」事業は、続けていかなければならないと考えているところです。

このように、様々な形態で相談が寄せられておりますが、その相談に人権侵害のおそれがある場合には調査救済をしていくこととなりまして、いじめの相談の場合は、学校や教育委員会などにもお話を伺ったりと御協力をお願いすることがございます。当機関といたしましては子供の人権を守るため、いずれの取組によっても一層充実強化を図っていきたくと

考えておりますので、引き続き皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。私からは、以上となります。

**【有村会長】**

ありがとうございました。大宮委員から人権擁護に関して、今のお話のようにミニレターの活用とか、具体的な対応をいただきました。とりわけ、相手への思いやりということの大切さを教えていただいた気がいたします。ありがとうございます。

時間が過ぎて大変申し訳ありませんでしたが、順次、出席の皆様から、それぞれの機関の取組などについて御紹介いただいたところでございます。本当は協議の場を設けたかったのですが、時間が過ぎてしまって申し訳ございませんでした。委員の皆様にご貴重な御意見をいただいたこと、感謝申し上げたいと思っております。これまでの報告を踏まえて、指導部長の小寺委員から東京都の取組について、お話をいただきたいと思っております。お願いいたします。

**【小寺指導部長】**

本日は貴重な御意見、御提言、それから課題を御指摘いただきましてどうもありがとうございました。皆様からいただきました御意見を踏まえ、今後とも東京都教育委員会といたしまして対策を進めてまいりたいと思っております。東京都の取組について御意見などありましたら、資料などを御覧いただきまして、何か御質問などあれば、後日承りたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

**【有村会長】**

小寺指導部長ありがとうございました。もう少し話したいことがあったと思いますが、私が時間をうまく調整できなくて、本当に申し訳なく思っております。最後に私から3点だけ、とりわけ学校の先生方をお願いしたいことがあります。

まず1点目が、普段の授業についてですが、子供と関わり合う授業の充実を特にお願いをしたいということです。

2点目が、子供たちに対して、「ありがとう、ごめんなさい」ということをしっかり言えるような子供になってほしいということです。

3点目が、地域とか関係団体にやはり温かい眼差しを東京都の子供たちに向けていく必要があるのではないかということです。

以上、3点を今日は先生方、子供たち、それから私たち都民がどんなふう子供たちに眼差しを向けていくのかということ、それぞれ専門の機関の立場の方々から学んだところでございます。本当に時間が超過したことをお詫び申し上げたいと思っております。

事務局にお返しいたします。以上となります。ありがとうございました。

**【事務局（千葉主任指導主事）】**

会長、そして委員の皆様、貴重なご講義を賜りありがとうございました。事務局の勝手方で時間が超過いたしまして申し訳ございませんでした。以上をもちまして、東京都いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。ありがとうございました。